

令和 2 年（ 2 0 2 0 年 ）

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

（ その 1 ）

令和 2 年 2 月 1 2 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第1号	那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第2号	那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第3号	那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	37
議案第4号	那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	39
議案第5号	那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	67
議案第6号	那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	73
議案第7号	那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	77
議案第8号	那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	79
議案第9号	那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	81
議案第10号	那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 管財課	83
議案第11号	那覇市公契約条例制定について	総務委員会	総務部 法制契約課	87
議案第12号	那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 企画調整課	91
議案第13号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 企画調整課	93

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第14号	那覇市税条例の一部を改正する 条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	95
議案第15号	那覇市文化芸術基本条例制定に ついて	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	99
議案第16号	那覇市役所支所設置条例の一部 を改正する条例制定について	厚生経済委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	103
議案第17号	那覇市印鑑条例の一部を改正す る条例制定について	厚生経済委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	105
議案第18号	那覇市IT創造館条例の一部を改 正する条例制定について	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	109
議案第19号	那覇市無料低額宿泊所の設備及 び運営に関する基準を定める条例 制定について	教育福祉委員会	福祉部 保護管理課	113
議案第20号	那覇市災害弔慰金の支給等に関 する条例の一部を改正する条例 制定について	教育福祉委員会	福祉部 福祉政策課	129
議案第21号	那覇市児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	131
議案第22号	那覇市幼保連携型認定こども園の 学級の編制、職員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	135
議案第23号	那覇市屋外広告物条例の一部を 改正する条例制定について	都市建設環境委員会	都市みらい部 都市計画課	139
議案第24号	那覇市手数料条例の一部を改正 する条例制定について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 建築指導課	143
議案第25号	那覇市営住宅条例の一部を改正 する条例制定について	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	151
議案第26号	那覇市学校給食センター設置条 例の一部を改正する条例制定に ついて	教育福祉委員会	学校教育部 学校給食課	155

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事件名	関係委員会	主管部課	頁
議案第27号	那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	消防局 警防課	157
議案第28号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第8号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第29号	令和元年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第30号	令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第31号	令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第32号	令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第33号	令和元年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第34号	令和元年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第35号	令和元年度那覇市水道事業会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第36号	令和元年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第37号	令和2年度那覇市一般会計予算	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第38号	令和2年度那覇市病院事業債管理特別会計予算	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第39号	令和2年度那覇市介護保険事業特別会計予算	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第40号	令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第41号	令和2年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第42号	令和2年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第43号	令和2年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第44号	令和2年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第45号	令和2年度那覇市水道事業会計予算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第46号	令和2年度那覇市下水道事業会計予算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市特別職報酬等審議会からの答申を受け、教育長及び上下水道事業管理
者の給料月額を引き下げするため、この案を提出する。

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第3条 特別職職員の給料月額は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 教育長及び上下水道事業管理者 <u>7</u> <u>7万3,000円</u> (4) [略]	(給料) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) 教育長及び上下水道事業管理者 <u>7</u> <u>6万5,000円</u> (4) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

令和元年8月の人事院の給与勧告及び令和元年10月の沖縄県人事委員会の給与勧告を考慮して、職員の初任給、若年層の給料、勤勉手当支給率並びに住居手当の支給対象となる家賃額の下限及び住居手当額の上限を引き上げるとともに、令和2年度組織機構改正に伴い関連する規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 基準日の属する月又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第26条の2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 基準日の属する月又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、</p>	<p>第26条の3 [略]</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p>

その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)～(3) [略]

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(管理職員にあっては、100分の112.5)を乗

(2) [略]

2 [略]

3 [略]

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)～(3) [略]

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5(管理職員にあっては、100分の117.5)を乗

<p>じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</p> <p>7 [略]</p> <p>付 則</p> <p>16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.225</u>を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第2項又は第4項に規定する職員がこれらの規定に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、<u>それぞれ第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当</u>を支給することができる。</p> <p>7 [略]</p> <p>付 則</p> <p>16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.235</u>を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p>	

[改正前 別記]
別表第1(第8条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							

再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
1		144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
2		145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
3		146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
4		147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
5		148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
6		149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
7		150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
8		151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9		153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
10		154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11		155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12		157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13		158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14		159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15		161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16		162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17		164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18		165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19		167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20		168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21		170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22		172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23		175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24		178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25		180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26		182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27		184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28		185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29		187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30		188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31		190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32		192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33		194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34		195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35		196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36		198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37		199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38		201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39		202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40		203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41		204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42		206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43		207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000

44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			

88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正後 別記]
別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	

39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		

83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

職員									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000

35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	

	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100
16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	

17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900
18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900
19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900
20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700

61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		

	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900

27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	

71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		

115	294, 100	325, 300	358, 200
116	294, 400	325, 600	358, 600
117	294, 700	325, 800	359, 000
118	295, 000	326, 100	359, 400
119	295, 300	326, 500	359, 900
120	295, 700	326, 700	360, 400
121	296, 000	326, 900	360, 800
122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	
145	303, 400	334, 600	
146	303, 600	335, 000	
147	303, 900	335, 400	
148	304, 300	335, 800	
149	304, 500	336, 100	
150	304, 700	336, 500	
151	305, 000	336, 900	
152	305, 300	337, 300	
153	305, 700	337, 600	
154	305, 900		
155	306, 100		
156	306, 400		
157	306, 700		
158	307, 000		

	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700

23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	

67			470,400	522,100	
68			471,000	523,000	
69			471,300	523,900	
70			472,000	524,700	
71			472,700	525,600	
72			473,400	526,500	
73			473,800	527,300	
74			474,400	528,200	
75			475,100	529,100	
76			475,800	529,800	
77			476,200	530,600	
78			476,800	531,500	
79			477,400	532,400	
80			477,900	533,300	
81			478,500	534,100	
82			479,000	535,000	
83			479,500	535,900	
84			480,000	536,800	
85			480,400	537,600	
86			481,000	538,500	
87			481,400	539,400	
88			481,900	540,300	
89			482,400	541,100	
90			483,000		
91			483,600		
92			484,000		
93			484,500		
94			485,100		
95			485,700		
96			486,300		
97			486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400

5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900

49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		

93			291,300	327,900	348,700		
94			291,500	328,100	349,000		
95			291,700	328,500	349,300		
96			292,000	328,800	349,600		
97			292,400	329,000	349,900		
98			292,700	329,300	350,300		
99			292,900	329,600	350,700		
100			293,200	329,900	351,100		
101			293,500	330,100	351,600		
102			293,700	330,400	352,000		
103			293,900	330,800	352,400		
104			294,200	331,000	352,800		
105			294,500	331,200	353,300		
106				331,400			
107				331,800			
108				332,000			
109				332,200			
110				332,600			
111				333,000			
112				333,400			
113				333,600			
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	

15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700

59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		

103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		
144	303, 200	334, 300		
145	303, 400	334, 600		
146	303, 600	335, 000		

147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用 職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月</p>

額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) [略]

3 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次

額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 [略]

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) [略]

3 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次

<p>項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>付 則</p> <p>16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.235</u>を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(管理職員にあっては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>付 則</p> <p>16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.23</u>を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>[別表第3 別記]</p>
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第3(第9条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務
[略]	

イ 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	1 [略] 2 参事の職務

ウ 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の

	職務
2級	1 [略] 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務
3級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務
[略]	

エ [略]

[改正後 別記]

別表第3(第9条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立認定こども園の教頭の職務
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立認定こども園の園長の職務
[略]	

イ 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	1 [略] 2 副所長(保健所副所長に限る。)の職務

ウ 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士又は作業療法士の職務
2級	1 [略] 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士又は作業療法士の職務
3級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任言語聴覚士又は主任作業療法士の職務
[略]	

エ [略]

付 則

(施行期日等)

1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日(以下「一部施

行日」という。)から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、第26条の4第2項及び付則第16項の規定は令和元年11月30日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成31年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例の規定により支給された給与(那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第8号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)付則第4条の規定により支給された給料を含む。)は、第1条改正後条例の規定による給与(平成27年改正条例付則第4条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 一部施行日の前日において第2条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が500円を超える職員(これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員を含む。)であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和5年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の同条例(以下「第2条改正後条例」という。)第18条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から規則で定める額を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条改正後条例第18条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条改正後条例第18条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が500円を超えることとなる職員

(規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

職員の行政職給料表の改定に準じ、一般職任期付職員の給料表を改定するため、この案を提出する。

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

[改正前 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	<u>150,600</u>	<u>203,700</u>	<u>238,300</u>	<u>273,800</u>	<u>300,900</u>

[改正後 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	<u>152,500</u>	<u>205,200</u>	<u>239,700</u>	<u>274,600</u>	<u>301,300</u>

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の同条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同条例の規定による給与の内払とみなす。

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

職員の給料表の改定に準じ、会計年度任用職員の給料表を改定し、及び休暇
等の取扱いに関する規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(フルタイム職員の給与の支給等)</p> <p>第10条 フルタイム職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員等の例による。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>(フルタイム職員の給与の支給等)</p> <p>第10条 フルタイム職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員等の例による。<u>ただし、給与条例第3条中「その他勤務しないことにつき特に承認があった場合」とあるのは、「有給の休暇による場合その他規則で定める場合」とする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	144, 100	194, 000	230, 000
2	145, 200	195, 800	231, 600
3	146, 400	197, 600	233, 100
4	147, 500	199, 400	234, 700
5	148, 600	200, 900	236, 100
6	149, 700	202, 700	237, 800
7	150, 800	204, 500	239, 300

8	151,900	206,300	240,900
9	153,000	207,900	242,100
10	154,400	209,700	243,600
11	155,700	211,500	245,200
12	157,000	213,300	246,600
13	158,300	214,700	248,100
14	159,800	216,500	249,600
15	161,300	218,200	250,900
16	162,900	220,000	252,300
17	164,200	221,700	253,800
18	165,700	223,400	255,400
19	167,200	225,000	257,100
20	168,700	226,600	258,900
21	170,100	228,000	260,500
22	172,800	229,700	262,300
23	175,400	231,300	264,000
24	178,000	232,900	265,700
25	180,700	234,000	267,600
26	182,400	235,500	269,500
27	184,000	236,900	271,300
28	185,700	238,200	273,100
29	187,200	239,500	274,800
30	188,900	240,700	276,700
31	190,700	241,700	278,600
32	192,400	242,900	280,300
33	194,000	244,200	281,800
34	195,400	245,300	283,700
35	196,900	246,500	285,500
36	198,400	247,800	287,400
37	199,700	248,700	289,000
38	201,000	250,100	290,700
39	202,200	251,500	292,500
40	203,500	252,900	294,300
41	204,800	254,300	295,800
42	206,100	255,700	297,500
43	207,400	257,100	299,000
44	208,700	258,400	300,600
45	209,800	259,600	302,200
46	211,100	260,900	303,900
47	212,400	262,300	305,500
48	213,700	263,600	307,200
49	214,800	264,700	308,100

50	215,900	265,800	309,600
51	216,900	267,100	311,100
52	218,000	268,400	312,700
53	219,100	269,400	314,300
54	220,100	270,500	315,900
55	221,000	271,800	317,500
56	222,000	273,100	319,000
57	222,400	274,000	320,500
58	223,300	275,000	321,700
59	224,100	275,900	322,900
60	224,900	277,000	324,100
61	225,600	278,100	324,800
62	226,600	279,100	325,700
63	227,400	280,000	326,500
64	228,300	281,000	327,300
65	229,000	281,500	328,200
66	229,800	282,400	328,600
67	230,700	283,100	329,300
68	231,700	284,000	330,100
69	232,400	285,000	330,900
70	233,100	285,800	331,600
71	233,700	286,600	332,300
72	234,500	287,400	333,000
73	235,300	288,200	333,500
74	236,000	288,700	334,100
75	236,700	289,100	334,600
76	237,300	289,600	335,200
77	238,000	289,800	335,500
78	238,800	290,100	336,000
79	239,600	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600

92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正後 別記]
別表第1(第5条関係)
行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円

1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600
22	174,400	231,200	263,300
23	177,000	232,800	264,900
24	179,600	234,400	266,500
25	182,200	235,400	268,400
26	183,900	236,900	270,200
27	185,500	238,300	271,900
28	187,200	239,500	273,600
29	188,700	240,700	275,300
30	190,400	241,900	277,000
31	192,200	242,900	278,800
32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500

43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100
61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100
69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000
79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800

85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	247,900	333,100
2	250,400	336,100
3	252,900	339,000
4	255,400	342,000
5	257,600	344,700
6	261,400	348,000
7	265,200	351,100
8	269,000	354,200
9	272,600	357,000
10	276,600	359,900
11	280,600	363,000
12	284,600	366,200
13	288,400	369,100
14	292,400	372,700
15	296,300	375,900
16	300,200	379,600
17	303,900	383,200
18	307,500	385,900
19	311,000	388,700
20	314,600	391,400
21	318,200	394,200
22	321,900	396,800
23	325,400	399,400
24	328,900	401,800
25	332,400	403,800
26	335,200	406,100
27	337,800	408,300
28	340,400	410,600
29	343,200	412,900
30	345,300	415,000
31	347,500	417,000
32	349,900	419,100
33	352,100	421,000
34	354,500	422,800
35	356,700	424,600

36	359,200	426,600
37	361,400	428,500
38	363,800	430,500
39	366,200	432,400
40	368,400	434,400
41	370,700	436,200
42	372,100	438,000
43	373,600	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200
57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400
61	391,600	466,200
62	392,100	466,900
63	392,500	467,600
64	393,000	468,300
65	393,300	469,000
66		469,700
67		470,400
68		471,000
69		471,300
70		472,000
71		472,700
72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200

78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000
83		479,500
84		480,000
85		480,400
86		481,000
87		481,400
88		481,900
89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	149,000	186,900	222,100
2	150,400	188,500	223,700
3	151,800	190,100	225,300
4	153,200	191,700	226,900
5	154,400	193,200	228,300
6	156,200	194,700	229,900
7	157,900	196,300	231,400
8	159,600	197,800	233,000
9	161,300	199,400	234,100
10	163,000	201,100	235,600
11	164,700	202,700	237,000
12	166,500	204,400	238,200
13	168,000	205,800	239,800
14	169,900	207,400	241,200
15	171,900	209,000	242,400
16	173,800	210,600	243,800

17	175,700	212,000	244,700
18	177,600	213,600	245,900
19	179,400	215,300	247,100
20	181,300	217,000	248,300
21	183,200	218,300	249,700
22	184,700	219,800	250,700
23	186,200	221,200	251,700
24	187,700	222,700	252,800
25	189,300	224,100	254,000
26	190,600	225,500	255,300
27	192,100	226,800	256,700
28	193,500	228,100	258,200
29	195,000	229,400	259,600
30	196,200	230,800	261,300
31	197,500	232,300	263,000
32	198,800	233,700	264,600
33	200,200	234,800	266,000
34	201,600	236,100	267,800
35	202,900	237,100	269,500
36	204,300	238,400	271,200
37	205,400	239,800	272,700
38	206,700	241,100	274,400
39	208,000	242,200	276,100
40	209,300	243,500	277,700
41	210,400	244,800	279,200
42	211,600	245,900	280,800
43	212,800	247,100	282,500
44	214,000	248,200	284,200
45	215,200	249,300	285,700
46	216,300	250,700	287,400
47	217,300	252,200	289,100
48	218,400	253,500	290,700
49	219,400	255,100	291,900
50	220,400	256,500	293,500
51	221,300	257,900	294,800
52	222,300	259,200	296,400
53	222,700	260,300	297,700
54	223,600	261,700	299,200
55	224,300	263,100	300,600
56	225,200	264,400	302,100
57	225,900	265,200	303,100
58	226,800	266,500	304,300

59	227, 500	267, 800	305, 500
60	228, 300	269, 100	306, 900
61	229, 200	270, 000	308, 200
62	230, 000	271, 200	309, 400
63	230, 900	272, 500	310, 700
64	231, 900	273, 800	311, 900
65	232, 500	274, 600	313, 300
66	233, 300	275, 700	314, 100
67	234, 100	276, 600	314, 900
68	234, 900	277, 700	315, 700
69	235, 600	278, 700	316, 300
70	236, 300	279, 700	317, 000
71	237, 000	280, 800	317, 700
72	237, 600	281, 900	318, 300
73	238, 300	282, 500	319, 000
74	239, 100	283, 200	319, 200
75	239, 900	283, 700	319, 800
76	240, 600	284, 500	320, 400
77	241, 000	285, 300	321, 000
78	241, 600	285, 900	321, 500
79	242, 200	286, 500	322, 000
80	242, 800	287, 100	322, 500
81	243, 100	287, 800	323, 100
82	243, 500	288, 300	323, 600
83	243, 900	288, 700	324, 000
84	244, 200	289, 100	324, 500
85	244, 500	289, 300	325, 000
86		289, 500	325, 400
87		289, 700	325, 600
88		289, 900	326, 000
89		290, 300	326, 400
90		290, 500	326, 800
91		290, 700	327, 200
92		290, 900	327, 600
93		291, 300	327, 900
94		291, 500	328, 100
95		291, 700	328, 500
96		292, 000	328, 800
97		292, 400	329, 000
98		292, 700	329, 300
99		292, 900	329, 600
100		293, 200	329, 900

101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	163,000	190,500	238,500
2	164,400	192,600	240,300
3	165,900	194,700	242,100
4	167,300	196,700	243,900
5	168,800	198,800	245,300
6	170,300	201,100	246,600
7	171,800	203,400	247,700
8	173,300	205,700	249,000
9	174,600	208,100	250,000
10	176,300	209,500	251,100
11	177,900	210,900	252,000
12	179,400	212,100	252,900
13	180,900	213,500	254,100
14	182,900	214,900	255,200
15	184,900	216,400	256,000
16	186,900	217,600	257,000
17	189,100	219,000	257,600
18	191,200	220,500	258,500
19	193,300	222,000	259,500
20	195,400	223,500	260,400
21	197,500	224,700	261,300
22	199,700	226,400	262,300
23	201,900	228,100	263,200

24	204, 100	229, 800	264, 200
25	206, 100	231, 100	265, 400
26	207, 400	232, 800	266, 500
27	208, 600	234, 500	267, 700
28	209, 900	236, 200	268, 900
29	211, 100	237, 800	270, 100
30	212, 200	239, 200	271, 600
31	213, 500	240, 500	273, 200
32	214, 700	241, 600	274, 600
33	216, 000	242, 800	276, 200
34	217, 300	243, 900	277, 700
35	218, 600	244, 800	279, 000
36	219, 900	245, 900	280, 300
37	221, 100	246, 800	281, 900
38	222, 500	247, 900	283, 300
39	223, 800	248, 800	284, 800
40	225, 200	249, 900	286, 200
41	226, 100	250, 400	287, 500
42	227, 500	251, 300	289, 000
43	228, 900	252, 200	290, 500
44	230, 300	253, 100	292, 100
45	231, 500	253, 900	293, 400
46	232, 900	254, 900	294, 800
47	234, 200	255, 800	296, 300
48	235, 500	256, 800	297, 800
49	236, 500	257, 800	298, 900
50	237, 600	258, 900	300, 200
51	238, 600	260, 100	301, 400
52	239, 700	261, 300	302, 800
53	240, 600	262, 400	304, 200
54	241, 700	263, 900	305, 500
55	242, 700	265, 300	306, 900
56	243, 700	266, 700	308, 300
57	244, 400	268, 200	309, 100
58	245, 400	269, 800	310, 300
59	246, 100	271, 300	311, 500
60	247, 100	272, 800	312, 900
61	248, 000	274, 200	314, 000
62	249, 000	275, 700	315, 300
63	249, 800	277, 200	316, 600
64	250, 800	278, 500	317, 800
65	251, 700	279, 900	319, 100

66	252,600	281,400	320,400
67	253,700	282,900	321,700
68	254,600	284,400	323,000
69	255,400	285,500	323,700
70	256,500	287,000	324,800
71	257,600	288,500	325,900
72	258,700	289,900	326,800
73	260,100	290,900	328,100
74	261,400	292,300	328,800
75	262,700	293,500	329,900
76	263,900	294,800	331,100
77	264,900	296,200	332,200
78	266,000	297,500	333,400
79	267,300	298,700	334,500
80	268,500	300,000	335,700
81	269,400	300,500	336,800
82	270,400	301,700	337,900
83	271,500	302,800	338,900
84	272,600	304,000	340,000
85	273,400	305,100	340,900
86	274,300	306,300	341,900
87	275,400	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400

108	292, 100	322, 700	354, 700
109	292, 300	323, 100	355, 200
110	292, 600	323, 500	355, 700
111	292, 800	323, 800	356, 200
112	293, 200	324, 100	356, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200
114	293, 700	324, 900	357, 700
115	294, 100	325, 300	358, 200
116	294, 400	325, 600	358, 600
117	294, 700	325, 800	359, 000
118	295, 000	326, 100	359, 400
119	295, 300	326, 500	359, 900
120	295, 700	326, 700	360, 400
121	296, 000	326, 900	360, 800
122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	
145	303, 400	334, 600	
146	303, 600	335, 000	
147	303, 900	335, 400	
148	304, 300	335, 800	
149	304, 500	336, 100	

150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	249,800	335,000
2	252,300	338,000
3	254,800	340,900
4	257,300	343,800
5	259,500	346,500
6	263,300	349,700
7	267,100	352,800
8	270,900	355,900
9	274,500	358,700
10	278,500	361,400
11	282,500	364,500
12	286,500	367,700
13	290,300	370,600
14	294,300	374,100

15	298,200	377,100
16	302,100	380,700
17	305,800	384,300
18	309,400	387,000
19	312,900	389,500
20	316,500	392,100
21	320,100	394,900
22	323,800	397,200
23	327,300	399,700
24	330,600	401,800
25	334,100	403,800
26	336,800	406,100
27	339,400	408,300
28	342,000	410,600
29	344,800	412,900
30	346,700	415,000
31	348,900	417,000
32	351,300	419,100
33	353,500	421,000
34	355,800	422,800
35	357,900	424,600
36	360,200	426,600
37	362,400	428,500
38	364,800	430,500
39	367,000	432,400
40	369,000	434,400
41	371,300	436,200
42	372,500	438,000
43	373,900	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200

57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400
61	391,600	466,200
62	392,100	466,900
63	392,500	467,600
64	393,000	468,300
65	393,300	469,000
66		469,700
67		470,400
68		471,000
69		471,300
70		472,000
71		472,700
72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200
78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000
83		479,500
84		480,000
85		480,400
86		481,000
87		481,400
88		481,900
89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600
2	152,400	190,000	225,200
3	153,800	191,600	226,800
4	155,200	193,200	228,400
5	156,400	194,700	229,800
6	158,200	196,200	231,400
7	159,900	197,800	232,900
8	161,500	199,300	234,500
9	163,100	200,900	235,600
10	164,800	202,600	237,100
11	166,400	204,200	238,500
12	168,200	205,900	239,700
13	169,700	207,300	241,300
14	171,600	208,900	242,700
15	173,600	210,500	243,900
16	175,500	212,100	245,300
17	177,400	213,500	246,100
18	179,200	215,100	247,300
19	181,000	216,800	248,500
20	182,900	218,500	249,600
21	184,700	219,800	251,000
22	186,200	221,300	251,900
23	187,700	222,700	252,900
24	189,200	224,200	254,000
25	190,800	225,600	255,200
26	192,100	227,000	256,400
27	193,600	228,300	257,800
28	195,000	229,600	259,300
29	196,500	230,900	260,700
30	197,700	232,300	262,300
31	199,000	233,800	263,900
32	200,300	235,200	265,400
33	201,700	236,200	266,800
34	203,100	237,500	268,500
35	204,400	238,500	270,100
36	205,800	239,700	271,700
37	206,900	241,000	273,200

38	208,200	242,300	274,700
39	209,500	243,400	276,300
40	210,800	244,700	277,700
41	211,900	246,000	279,200
42	213,100	247,000	280,800
43	214,300	248,200	282,500
44	215,500	249,300	284,200
45	216,700	250,400	285,700
46	217,800	251,700	287,400
47	218,800	253,000	289,100
48	219,900	254,200	290,700
49	220,900	255,800	291,900
50	221,900	257,200	293,500
51	222,800	258,400	294,800
52	223,800	259,600	296,400
53	224,100	260,700	297,700
54	224,900	262,000	299,200
55	225,600	263,300	300,600
56	226,400	264,400	302,100
57	227,100	265,200	303,100
58	228,000	266,500	304,300
59	228,700	267,800	305,500
60	229,400	269,100	306,900
61	230,300	270,000	308,200
62	231,000	271,200	309,400
63	231,900	272,500	310,700
64	232,900	273,800	311,900
65	233,500	274,600	313,300
66	234,200	275,700	314,100
67	234,900	276,600	314,900
68	235,600	277,700	315,700
69	236,300	278,700	316,300
70	236,900	279,700	317,000
71	237,500	280,800	317,700
72	238,000	281,900	318,300
73	238,700	282,500	319,000
74	239,400	283,200	319,200
75	240,100	283,700	319,800
76	240,600	284,500	320,400
77	241,000	285,300	321,000
78	241,600	285,900	321,500
79	242,200	286,500	322,000

80	242,800	287,100	322,500
81	243,100	287,800	323,100
82	243,500	288,300	323,600
83	243,900	288,700	324,000
84	244,200	289,100	324,500
85	244,500	289,300	325,000
86		289,500	325,400
87		289,700	325,600
88		289,900	326,000
89		290,300	326,400
90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600
93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200
2	166,700	194,500	242,000

3	168,200	196,600	243,800
4	169,600	198,600	245,600
5	171,000	200,700	247,000
6	172,500	203,000	248,300
7	174,000	205,300	249,400
8	175,500	207,500	250,700
9	176,700	209,800	251,700
10	178,400	211,200	252,700
11	180,000	212,600	253,600
12	181,500	213,800	254,500
13	182,900	215,200	255,700
14	184,900	216,600	256,800
15	186,900	218,100	257,600
16	188,900	219,300	258,600
17	191,000	220,700	259,100
18	193,100	222,200	260,000
19	195,200	223,700	261,000
20	197,300	225,200	261,800
21	199,300	226,300	262,700
22	201,500	228,000	263,600
23	203,700	229,700	264,500
24	205,900	231,400	265,500
25	207,800	232,700	266,700
26	209,100	234,400	267,600
27	210,300	236,100	268,800
28	211,600	237,800	270,000
29	212,800	239,400	271,200
30	213,900	240,800	272,600
31	215,200	242,100	274,100
32	216,400	243,200	275,400
33	217,700	244,400	277,000
34	219,000	245,500	278,400
35	220,300	246,400	279,600
36	221,600	247,500	280,800
37	222,700	248,400	282,400
38	224,100	249,500	283,600
39	225,400	250,400	285,000
40	226,800	251,500	286,200
41	227,700	251,900	287,500
42	229,100	252,800	289,000
43	230,500	253,700	290,500
44	231,900	254,400	292,100

45	233,100	255,200	293,400
46	234,500	256,100	294,800
47	235,800	257,000	296,300
48	237,100	258,000	297,800
49	238,100	259,000	298,900
50	239,200	260,000	300,200
51	240,200	261,200	301,400
52	241,300	262,400	302,800
53	242,200	263,500	304,200
54	243,300	264,900	305,500
55	244,200	266,200	306,900
56	245,200	267,500	308,300
57	245,900	269,000	309,100
58	246,900	270,500	310,300
59	247,600	271,900	311,500
60	248,400	273,300	312,900
61	249,200	274,700	314,000
62	250,200	276,000	315,300
63	251,000	277,400	316,600
64	252,000	278,500	317,800
65	252,900	279,900	319,100
66	253,700	281,400	320,400
67	254,800	282,900	321,700
68	255,700	284,400	323,000
69	256,500	285,500	323,700
70	257,500	287,000	324,800
71	258,400	288,500	325,900
72	259,400	289,900	326,800
73	260,800	290,900	328,100
74	262,100	292,300	328,800
75	263,200	293,500	329,900
76	264,300	294,800	331,100
77	265,300	296,200	332,200
78	266,300	297,500	333,400
79	267,500	298,700	334,500
80	268,500	300,000	335,700
81	269,400	300,500	336,800
82	270,400	301,700	337,900
83	271,500	302,800	338,900
84	272,600	304,000	340,000
85	273,400	305,100	340,900
86	274,300	306,300	341,900

87	275,400	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	

129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

総務省からの地方公務員法等に基づく技術的助言を踏まえ、職員の退職手当の基本額に係る調整率を引き下げるとともに、フルタイムの会計年度任用職員のうち退職手当の支給対象となるものに係る特例基準を定めるため、この案を提出する。

24 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

25 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する第11条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則
<p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。)を基礎として、この条例による改正前の</p>	<p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。)を基礎として、この条例による改正前の</p>

那覇市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号。以下この項において「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が42年8月以上44年5月以下の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第15項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の90.2(当該勤続期間が20年以上の者(42年7月以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年7月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、104分の90.2)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

那覇市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号。以下この項において「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が42年8月以上44年5月以下の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第15項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年7月以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年7月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下この項において「新条例」という。)付則第15項(新条例付則第17項及び那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号)付則第12項においてその例による場合を含む。)

及び第16項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、新条例付則第15項中「100分の83.7」とあるのは「100分の88.1」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、同項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.9」とする。

- 3 第2条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例付則第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、同項中「100分の83.7」とあるのは「100分の88.1」と、「104分の83.7」とあるのは「104分の88.1」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、同項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.9」と、「104分の83.7」とあるのは「104分の85.9」とする。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年5月15日に施行され、国政選挙における選挙長等の報酬の基準単価が見直されたことを踏まえ、所要の改正を行うため、この案を提出する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される公職選挙法(昭和25年法律第100号)第2条の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された同条の選挙については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条、第6条、第9条関係)

職種別	報酬		費用弁償
[略]			
選挙長	日額	<u>12,000円</u>	[略]
投票所の投票管理者	日額	<u>14,000円</u>	
開票管理者	日額	<u>12,000円</u>	
選挙立会人	日額	<u>9,000円</u>	
投票所の投票立会人	日額	<u>10,500円</u>	
開票立会人	日額	<u>9,000円</u>	
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,200円</u>	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条、第6条、第9条関係)

職種別	報酬		費用弁償
[略]			
選挙長	日額	<u>10,800円</u>	[略]
投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>	
開票管理者	日額	<u>10,800円</u>	
選挙立会人	日額	<u>8,900円</u>	
投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u>	

開票立会人	日額	8,900円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円
[略]		

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

保育所型認定こども園の設置に伴い勤務する保育教諭に対し、保育業務に係る特殊勤務手当を定めるため、この案を提出する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(手当額の特例)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 次に掲げる特殊勤務手当の支給される勤務に従事した時間が勤務の特殊性を考慮して規則で定める時間に満たないときは、当該手当は支給しない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>第17条 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>保育手当</u></p> <p>(保育手当)</p> <p>第16条 <u>那覇市立認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)第2条第2号の保育所型認定こども園の保育教諭が保育の業務に従事したときに、従事した日1日につき、800円を超えない範囲内で規則で定める額を支給する。</u></p> <p>(手当額の特例)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>保育手当</u></p> <p>第18条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤の職員の公務上の災害等に対する補償に係る補償基礎額の規定について、所要の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額) 第5条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>その他の職員 常勤の職員との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額) 第5条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して定める額)</u></p> <p>(4) <u>報酬が日額以外の方法で定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</u></p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項の平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行うためこの案を提出する。

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例(昭和47年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者及び職員(以下「職員等」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>付 則</p> <p>2 この条例施行の際、現に職員である者についてはこの条例第2条の規定による宣誓書に署名したものとみなす。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者及び職員(以下「職員等」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>付 則</p> <p>2 この条例施行の際、現に職員である者については、<u>この条例第2条第1項</u>の規定による宣誓書に署名したものとみなす。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

民法の一部改正による法定利率の変更等に伴い、使用料の年額を定める基準を見直す等、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、<u>使用の期間が1月を超える場合において市長が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第3条の2に規定する使用料については、規則で定めるところにより徴収することができる。</u></p> <p>(使用料の額)</p> <p>第3条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い市長が定める。</p> <p>(1) 土地</p> <p>ア 使用許可の期間が1月以上の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.05×0.3</u></p> <p>イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.05×0.3</u>×1.1</p> <p>(2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×<u>0.05×0.3</u>)×1.1</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>(休日等の駐車場使用料)</u></p> <p>第3条の2 前条の規定にかかわらず、本市の休日(那覇市の休日を定める条例(平成</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、<u>市長が必要と認めるときは、納付すべき期限を別に指定して徴収することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、使用の期間が1月を超える場合において市長が必要と認めるときは、使用料を分割して徴収することができる。</u></p> <p>(使用料の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 使用許可の期間が1月以上の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.03×0.61</u></p> <p>イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.03×0.61</u>×1.1</p> <p>(2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×<u>0.03×0.61</u>)×1.1</p> <p>2～5 [略]</p>

3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日(をいう。以下同じ。)及び本市の休日以外の日の執務時間外において、本市の事務に係る用務以外の目的により使用させる那覇市役所本庁舎駐車場の使用料の額は、1回につき、最初の1時間までは200円とし、1時間を超える場合は200円にその超える30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)ごとに100円を加算して得た額とする。

(職員駐車のための土地の使用料)

第3条の3 第3条の規定にかかわらず、規則で定める土地を、市職員に対し、その通勤のための車両を駐車させる場合の使用料の月額は、8,000円以内で規則で定める額とする。

付 則

1 [略]

2 本市に登録したクリーンエネルギー自動車(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第208号)第1条第8号又は第9号に規定する動力を利用する自動車をいう。)を駐車する目的により使用させる那覇市役所本庁舎駐車場の使用料の額は、第3条の2の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間は、1回につき、最初の2時間までは0円とし、2時間を超える場合は30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)ごとに100円を加算して得た額とする。

3 [略]

(職員駐車のための土地の使用料)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、規則で定める土地を、市職員に対し、その通勤のための車両を駐車させる場合の使用料の月額は、8,000円以内で規則で定める額とする。

付 則

1 [略]

2 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市行政財産使用料条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

那覇市公契約条例制定について

那覇市公契約条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

本市が締結する公契約に係る基本理念、市及び事業者の責務等を定めることにより、公共サービスの質の向上を図ることを目的とする那覇市公契約条例を制定するため、この案を提出する。

那覇市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務等を定めることにより、公契約の締結及び履行における適正性の確保、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展並びに社会的価値の向上に資する取組の推進を図り、もって公共サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約(規則で定める契約を除く。)及び市が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 事業者等 公契約を締結し、又は締結しようとする者(以下「事業者」という。)及び事業者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者(以下「下請負人等」という。)をいう。
- (3) 社会的価値 障がい者の雇用、環境の保全、男女共同参画その他の社会的に尊重されるべき価値をいう。
- (4) 労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条の労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)
 - イ 自らが提供する労働の対価を得るため、事業者等から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
- (5) 市長等 市長(教育委員会が第1号の協定を同号の指定管理者と締結する場合は、教育委員会を含む。)及び上下水道事業管理者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約に係る基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の締結の過程において、公正性、競争性及び透明性を確保すること。

- (2) 公契約の適正な履行及び良質な公共サービスを確保すること。
- (3) 労働者等及び下請負人等の適正な労働条件その他の労働環境の確保に資すること。
- (4) 地域経済の健全な発展に資すること。
- (5) 公契約を通じた社会的価値の向上に資すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、公契約に関する施策を総合的に実施するものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念が実現されるよう、市が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公契約の適正な締結等)

第6条 市長等は、公契約の締結に当たっては、公正性及び競争性を確保するため、その性質及び目的を踏まえた適正な方法を採用し、談合その他の不正行為の防止を図らなければならない。

2 市長等は、公契約の締結の過程における透明性を確保するため、公契約に関する情報を適時かつ適切な方法で公表するものとする。

(公契約の適正な履行等)

第7条 市長等は、公契約の適正な履行及び良質な公共サービスを確保するため、価格、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めなければならない。

2 事業者等は、公契約の適正な履行及び良質な公共サービスを確保するため、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(適正な労働環境の確保等)

第8条 市長等は、公契約の締結に当たっては、労働者等及び下請負人等の適正な労働環境が確保されるよう、労働者等及び下請負人等の賃金、労働時間、休日、安全衛生等を考慮するよう努めるものとする。

2 事業者等は、労働基準法その他の関係法令を遵守するとともに、労働者等及び下請負人等の適正な労働環境の確保及び向上に努めるものとする。

(地域経済の健全な発展)

第9条 市長等は、公契約に関する業務を行うときは、予算の適正かつ効率的な執行

に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮するものとする。

- 2 事業者等は、下請負人等を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮して適正な価格で契約を締結するよう努めるものとする。
(社会的価値の向上)

第10条 市長等は、入札の参加に必要な資格その他の公契約の締結に関し必要な事項を定めるときは、社会的価値の向上に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査)

第11条 市長等は、公契約に関する施策の推進に関し必要があると認めるときは、事業者等に対し、調査を行うことができる。

(公契約審議会)

第12条 市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するため、那覇市公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の施行の状況に関すること。
 - (2) 公契約に関する施策の推進に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、委員7人以内で組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 労働者団体関係者
 - (3) 事業者団体関係者
 - (4) その他市長が必要と認める者
 - 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

令和2年度組織機構改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 総務部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市民文化部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p> <p>4～10 [略]</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>4～10 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

真和志複合施設の建設に係る基本計画の策定に関する必要な事項を調査審議する那覇市真和志複合施設建設委員会を設置するため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	[略]
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	[略]
	那覇市真和志複合施設建設委員会	真和志複合施設の建設に係る基本計画の策定に関すること。
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
[略]		

那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

軽自動車税の種別割の減免対象となる軽自動車等の範囲を拡大するため、この案を提出する。

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(身体障がい者等に対する種別割の減免) 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者又は精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該<u>身体障がい者</u>、当該<u>身体障がい者等</u>のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法</p>	<p>(身体障がい者等に対する種別割の減免) 第90条 [略]</p> <p>(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者又は精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該<u>身体障がい者等</u>、当該<u>身体障がい者等</u>のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法</p>

律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3～4 [略]

律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3～4 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

那覇市文化芸術基本条例制定について

那覇市文化芸術基本条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化芸術の薫り高いまちづくりに寄与することを目的とする那覇市文化芸術基本条例を制定するため、この案を提出する。

那覇市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、生活の中に溶け込み、人々に安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものである。そして、人々が相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持つものである。

那覇市は、かつて琉球王国の王府・首里城が築かれ、自然豊かな亜熱帯の海に囲まれる南西諸島で最大の島・沖縄島の玄関口として、アジア諸国との交流拠点となり、人、物、情報等が集積するとともに、多様な文化芸術を受け入れながら世界に誇る豊かな文化芸術を開花させた。

また、戦後の復興に当たっては、その多様かつ独自の文化芸術を基軸とした市民による文化芸術活動が、大きな原動力となり、現在の那覇市の文化芸術の礎を築いた。

私たちは、歴史と共に築いてきた豊かな文化芸術を将来にわたり継承・発展させ、新たに創造することを通して、まちに活力を与え、多様性に寛容な社会を実現することで、市民及び那覇市に集う全ての人が心豊かに過ごせるよう、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策(以下「文化芸術施策」という。)の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び文化芸術に関する活動を行う者(文化芸術に関する活動を行う団体を含む。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化芸術の薫り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (2) 文化芸術が人々の多様な価値観の形成に資することに鑑み、その社会的価

値の醸成を図ること。

- (3) 市民をはじめとする全ての人が等しく、文化芸術活動に親しみ、参加し、又は文化芸術を創造することができるよう、鑑賞の機会の充実及び文化芸術活動のための環境の整備に努めること。
- (4) 豊かな風土及び歴史によって培われた那覇市の文化芸術が市民の共通の財産として認識され、及び将来にわたり継承されるよう考慮すること。
- (5) 文化芸術に関する創造的な活動がより一層活性化するために、世代間及び地域間の交流並びに国内外との交流が促進されるよう努めること。
- (6) 文化芸術活動を行う者、市民、事業者(市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。)等の意見が反映されるよう十分配慮すること。
- (7) 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う者、家庭及び地域活動を行う者の相互の連携が図られるよう配慮すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民は、文化芸術を創造し、又は享受する権利を有する主体であり、基本理念にのっとり、多様な文化芸術を尊重するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術活動に対する支援又は協力をするよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 文化芸術活動を行う者は、相互の交流を図るとともに、地域社会の一員としての活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術施策の推進に関する基本的な方針
 - (2) 文化芸術施策の推進に関する基本的な施策
 - (3) その他文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市は、基本計画を定めるに当たっては、文化芸術活動を行う者、市民、事業者等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
 - 4 市は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術施策に係る基本的事項)

第7条 市は、文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項をその基本的事項とするものとする。

- (1) 市民等が文化芸術を通して、その個性及び能力を発揮し、社会参加につながる環境の整備その他必要な施策を講ずること。
 - (2) 文化芸術活動を担う人材の育成を図るための必要な施策を講ずること。
 - (3) 有形及び無形の文化財その他の文化芸術に関する資源、活動等の保護、活用、創造等を図るため必要な施策を講ずること。
 - (4) 市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、文化芸術に関する調査、研究、記録及びその保存並びに情報の発信に必要な施策を講ずること。
 - (5) 文化芸術が市民等の創造性を高め、活力ある地域づくりに資することに鑑み、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業その他の関連する分野の施策との連携を図ること。
- 2 市は、文化芸術施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例制定について

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

小禄支所庁舎の老朽化等による建替工事により、支所機能を一時的に仮支所へ移転する必要があることから、その位置に係る規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例

那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 [略]		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[略]		
那覇市役所	那覇市宇栄原	[略]	那覇市役所	那覇市金城5	[略]
小禄支所	4丁目2番2号		小禄支所	丁目10番2号	
[略]			[略]		
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

住民基本台帳法施行令の一部改正等を踏まえ、旧氏による印鑑の登録、印鑑の登録を受ける資格等について、所要の規定の整備等を行うため、この案を提出する。

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市の住民基本台帳に記録されている者とする</u>。この場合において登録を受けることができる印鑑は、1人1個に限る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を行わないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に<u>通称が記録されている場合</u>にあっては、</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする</u>。この場合において登録を受けることができる印鑑は、1人1個に限る。</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に<u>旧氏が記録されている場合</u>にあ</p>

<p><u>氏名及び通称</u>)</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記等により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名による表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気テープ</u>(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる<u>もの</u>を含む。)をもって調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 氏名、氏、名又は通称を変更したため登録してある印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき。</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>つては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当該通称</u>)</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記等<u>で表している印鑑</u>により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名による表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気ディスク</u>(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる<u>物</u>を含む。)をもって調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 氏名、氏<u>(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)</u>、名又は通称を変更したため登録してある印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき。</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条並びに第7条第1項第8号及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市 IT 創造館条例の一部を改正する条例制定について

那覇市 IT 創造館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

那覇市 IT 創造館の施設の構成に自動二輪車駐車を追加し、及びその利用料金に係る規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例

那覇市IT創造館条例(平成17年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設の構成)</p> <p>第3条 那覇市IT創造館(以下「IT創造館」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 入居企業用駐車場</p> <p>[別表第4 別記]</p>	<p>(施設の構成)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 自動車駐車場</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 自動二輪車駐車場</p> <p>[別表第4 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第10条関係)

入居企業用駐車場利用料金

入居企業用駐車場	[略]
----------	-----

備考 入居企業用駐車場とは、IT創造館の駐車場のうち、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者が事業活動に供するために利用する車両の駐車場として、企業の規模に応じてその利用を指定管理者が許可する駐車場をいう。

[改正後 別記]

別表第4(第10条関係)

入居企業用駐車場利用料金

自動車駐車場	[略]
自動二輪車駐車場	1台につき月額1,500円

備考 「入居企業用駐車場」とは、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者が事業活動に供するために利用する自動車又は自動二輪車(側車付きのものを除き、原動機付自転車を含む。)の駐車場として、企業の規模に応じてその利用を指定管理者が許可する駐車場をいう。

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
制定について

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のよ
うに制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定め
るため、この案を提出する。

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本方針(第3条)

第3章 設備及び運営に関する基準(第4条—第32条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所(法第2条第3項第8号の事業を行う施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)

イ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第11条第3号の住宅扶助に係るものに限る。)による額以下であるこ

と。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。
- 3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同号の暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他施設の運営に関する重要事項
- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備

等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

- 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

- (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

- (3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

- (4) 便所 入居定員に適したものを設けること。
- (5) 浴室 入居定員に適したものを設けること。
- (6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

- 2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定により都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法
- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用(第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

- 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - (2) 居室使用料
 - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- 3 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- 4 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- 5 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- 6 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- 7 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
 - ア 人件費、事務費等(前項の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。
 - イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。(サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(揭示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を

講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

第2条 この条例(前条ただし書の規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成27年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
- (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規

定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

- (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市と協議の上作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を市に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 2 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部改正に伴い、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について審査する那覇市災害弔慰金等支給審査会を設置する規定を整備し、併せて引用条項について所要の整備等を行うため、この案を提出する。

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(償還等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(那覇市災害弔慰金等支給審査会の設置)</u></p> <p>第16条 <u>市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するため、那覇市災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>審査会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第17条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

厚生労働省令で定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部
改正に伴い、母子生活支援施設の職員の資格及び保育所の設備の基準について
所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による<u>大学の学部</u>で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下これらを「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次のイからクまでの要件の全てに該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>建築基準法(昭和25年法律第201</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による<u>大学(短期大学を除く。)</u>において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(1) <u>都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下これらを「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>耐火建築物(建築基準法(昭和25年</u></p>

号)第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ～ク [略]

法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。

イ～ク [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

国において定める「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の延長等について所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において<u>準用する福祉施設条例第34条第8号アからクまでに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>4～7 [略]</p> <p>(福祉施設条例の準用)</p> <p>第13条 福祉施設条例第4条、第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第6条の2、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則</p>	<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において<u>読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号に掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>4～7 [略]</p> <p>(福祉施設条例の準用)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則</p>

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 第3条 施行日から起算して <u>5年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 第3条 施行日から起算して <u>10年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第13条第1項の表]

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第34条第8号ア	耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物 (同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物
[略]		

[改正後 別記]

[第13条第1項の表]

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第34条第8号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下このアにおいて同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物
[略]		

那覇市屋外広告物条例の一部を改正する条例制定について

那覇市屋外広告物条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

公益上必要な施設の管理等に要する費用又は公共的な取組に要する費用に広告料収入を充てる場合には、広告物の表示が禁止される地域等においても広告物の表示等を許可できることとし、並びに管理義務及び点検義務について所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため。

(管理義務)

第22条 広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理義務)

第22条 広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第22条の2 広告物等の所有者又は占有者は、次項の規定による場合を除くほか、その所有し、又は占有する広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検をしなければならない。

2 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等(規則で定める広告物等を除く。)については、次の各号のいずれかに該当する者に前項の点検をさせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イの試験に合格した者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定める者

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」及び「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の一部改正に伴い、手数料について新たに規定し、及び字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4第6項(4)の号から(7)の号までの改正規定並びに同項(8)の号及び(9)の号の改正規定(いずれも「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(5)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あら	[略]	申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、

	かじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額 ア～エ [略]
(6)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査((7)の号に該当する場合を除く。)	[略]	(4)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(7)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	(5)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(8)	法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査((9)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] イ 非住宅部分(基準省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ

			<p>(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、<u>基準省令第1条第2号イ(1)</u>及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、<u>基準省令第1条第2号イ(2)</u>及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p>
(9)	<p>法第36条第1項の規定に基づく建築物(法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	[略]	<p>申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分(<u>基準省令第1条第1号イ</u>に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>イ 非住宅部分(<u>基準省令第1条第1号ロ</u>に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、<u>基準省令第1条第2号イ(1)</u>及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、<u>基準省令第1条第2号イ(2)</u>及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、<u>基準省令第1条第2号イ(1)</u>及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、<u>基準省令第1条第2号イ(2)</u>及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p>

備考 [略]

7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(5)	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)による審査を受けたもの)に限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(6)	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査((7)の号に該当する場合を除く。)	[略]	(4)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(7)	法第36条第1項の規定に基	[略]	(5)の号の規定により合算した額の2分の1の

	づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(8)	法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査((9)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] イ 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(エ) [略]
(9)	法第41条第1項の規定に基づく建築物(法第2条第1項	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定し

<p>第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>た額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>イ 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p>
--	--

備考 [略]

7 [略]

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されることに伴い、敷金に関する規定を追加し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(敷金)</p> <p>第19条 市長は、入居者から入居時における<u>3月分の家賃</u>に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、第21条若しくは第41条第2項で定める入居者が負担すべき費用のうち未納の額又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(保証金)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第19条第3項及び第4項並びに第20条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第19条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第20条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(敷金)</p> <p>第19条 市長は、入居者から入居時における<u>家賃の3月分</u>に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>入居者が家賃及び第76条の共益費(以下この項及び次項において「家賃等」という。)を滞納した場合は、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって未納の家賃等の弁済に充ててを請求することができない。</u></p> <p>4 敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃等、第21条若しくは第41条第2項で定める入居者が負担すべき費用のうち未納の額又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>5 [略]</p> <p>(保証金)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第19条第3項から第5項まで及び第20条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分</p>	

を当該改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

城岳学校給食センターを廃止するため、この案を提出する。

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(名称及び位置) 第2条 給食センターの施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神原学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>城岳学校給食センター</td> <td>那覇市楚辺2丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>古蔵学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		神原学校給食センター	[略]	城岳学校給食センター	那覇市楚辺2丁目1番1号	古蔵学校給食センター	[略]	[略]		<p>(名称及び位置) 第2条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神原学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>古蔵学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		神原学校給食センター	[略]	古蔵学校給食センター	[略]	[略]	
名称	位置																						
[略]																							
神原学校給食センター	[略]																						
城岳学校給食センター	那覇市楚辺2丁目1番1号																						
古蔵学校給食センター	[略]																						
[略]																							
名称	位置																						
[略]																							
神原学校給食センター	[略]																						
古蔵学校給食センター	[略]																						
[略]																							
<p>備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p>																							

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部
を改正する条例制定について

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和2年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

消防団の充実強化を図ること等を目的として、消防団長の再任及び消防団員の定年、欠格条項、費用弁償等に係る規定の見直し等を行うため、この案を提出する。

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(1972年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(団長の任期)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 団長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えることができない。</p> <p>(定年)</p> <p>第6条 <u>団員の定年は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。</u></p> <p>(1) <u>団長 70歳</u></p> <p>(2) <u>副団長 68歳</u></p> <p>(3) <u>前2号以外の団員 66歳</u></p> <p>(欠格条項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(分限)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第7条第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(団長の任期)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 団長は、再任されることができる。ただし、<u>市長が特に必要と認める場合を除き</u>、通算して6年を超えることができない。</p> <p>(定年)</p> <p>第6条 <u>団員の定年は、70歳とする。</u></p> <p>(欠格条項)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(分限)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第7条第1号に該当するに至ったとき。</u></p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部</p>	

分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第15条関係)

階級別	報酬額 (月額)	費用弁償	
消防団長	[略]	旅費条例による2等級職員の旅費に相当する額	消防団員が水火災、警戒、訓練等に従事する場合には、1回につき3,500円を支給する。
消防副団長			
消防分団長		旅費条例による3等級職員の旅費に相当する額	
消防副分団長			
消防団員		旅費条例による4等級職員の旅費に相当する額	

[改正後 別記]

別表(第15条関係)

階級別	報酬額 (月額)	費用弁償の額		
		職務のため旅行する場合	警戒活動又は災害活動に従事した場合	訓練、会議、警備活動等に従事した場合
消防団長	[略]	旅費条例による2等級職員の旅費に相当する額	1回につき3,500円 (1回の従事した時間が4時間を超えた場合は、7,000円)	1日につき3,500円 (従事した時間が6時間を超えた場合は、7,000円)
消防副団長				
消防分団長		旅費条例による3等級職員の旅費に相当する額		
消防副分団長				
消防団員		旅費条例による4等級職員の旅費に相当する額		

